

20黒潮第5084号  
平成20年10月31日

各課長・次長・局長・室長 様

町 長

### 平成21年度黒潮町予算編成に係る基本方針について

今年の6月に今後10年間の進むべき方向と主要施策、重点施策を定めた黒潮町総合振興計画が策定されました。地域にある「人・自然・歴史・産業・文化」などの多様な魅力をさらに活かした取り組みを、地域と協働して実施していく基本構想をもとに、産業の振興、保健・医療・福祉の充実、教育・文化の振興、基盤整備などの具体策の指針を定めたものです。この総合振興計画の5つの基本計画に沿って、平成21年度当初予算への提案に努めてください。

一方で、総務省は地方交付税の原資である国税収入が見積額を大幅に下回ったのに伴い、配分しすぎた交付税を21年度以降の交付税から減額するとしています。限られた財源を有効に活用して、雇用の創出や、産業振興、南海地震対策、少子化対策などの様々な課題に的確に対応していく必要があります。

予算編成に当たっては、本年度より行う行政評価システムを活用し、既存のあらゆる施策について、様々な角度から改善、見直しを行い、社会経済情勢の変化によって重要性が低下した予算を思い切って削減する一方、仕事を進める上での無駄を省くなど、出来る限り町民サービスを低下させずに、将来にわたって責任を持つことのできる安定した財政構造の確立を目指していく必要があります。

以上のことから、総合振興計画の具体策実行初年度となる、極めて重要な意味を持つ予算編成となることを全ての職員が認識し、別記「基本方針」及び「平成21年度黒潮町予算編成方針について」に沿って、新たな発想と意欲を持って健全な行財政運営に取り組んでください。

## 記

- 1 第1次黒潮町総合振興計画に沿って、「人が元気、自然が元気、地域が元気なまちづくり」に向けて、中期的な視野に立って、緊急性・必要性・事業効果による事業の厳選を行い、別紙「施策・事業計画に当たって」を基本に、優先順位をつけて事業の年度間調整を行ってください。  
また、20年度より実施する政策・事務事業評価システムを活用して、計画等の立案、予算要求等を行ってください。
- 2 地方分権が推進される上で権限移譲が基本であると考えます。今後は、町の判断、責任において行う事業が増えることとなり、多様化した住民ニーズに応えるとともに、これからの行政は情報の公開と説明責任を果たすことが重要となっています。これらのことを職員一人ひとりが十分自覚して、これからの行財政運営に取り組んでください。
- 3 一般行政経費（需用費、旅費、臨時賃金等）については、職員一人ひとりが徹底したコスト削減意識を持ち、事務処理システムの十分な活用による事務の効率化を図ることにより、一層の経費削減に努めてください。  
また、20年度当初予算及び現予算の比較のみではなく、19年度決算・20年度予算執行状況を積算根拠とするなど、削減への工夫をしてください。
- 4 町税や使用料・手数料などの収入未済額の縮減や、貸付金等の債権管理の徹底、遊休財産の処分計画に沿った売却の促進に努めるなど、財源の確保に積極的に取り組んでください。

◆ 平成21年度の施策・事業計画に当たって

1 事業等の取捨選択や転換に当たって掲げた視点

①自立を支援する

町民の「自立」を支援することに結びついているか。

②町民との役割分担・協働

町民との連携・協働、さらには民間の参入を組み込めないか。

③町民の納得性

町民の納得が得られるか。

④特性の発揮・長所の伸長

地域の特性を発揮し、長所を伸ばすことにつながっているか。

⑤費用対効果の向上

- ・コストの削減の工夫がされているか。
- ・将来の社会的コストの削減・抑制に結びつくものであるか。
- ・他の手法で低コストのものはないか。
- ・人件費も含めたトータルコストで費用や効果を考えているか。

2 施策・事務事業評価の観点

①施策評価

- ・必要性 施策を推進する理由は適切なものであること
- ・妥当性 町が担う必然性があること
- ・有効性 目標を達成していること又は上位の政策に貢献していることなど

②事務事業評価

- ・必要性 事業を実施する理由は適切なものであること
- ・妥当性 対象及び意図に妥当性があること及び町が担う必然性があること
- ・有効性 上位の施策に貢献していることなど
- ・効率性 事業費を縮減する余地があることなど

各課長・次長・局長・室長 様

町 長

### 平成21年度黒潮町予算編成方針について

うえのことについて、平成20年10月31日付け通知「平成21年度黒潮町予算編成に係る基本方針について」に基づき、下記のとおり平成21年度黒潮町予算編成方針を定めましたので通知いたします。

#### 記

#### 1 一般的事項

##### 1) 年間総合予算の見積り

国・県の予算、地方財政計画等が未確定な段階であるが、これらの動向を見極めつつ、施策全般に創意工夫を加え、できるかぎりの確な年間総合予算として見積もりを行ってください。  
本年度、特に重要な事業等については、直接担当課に指示を行います。

##### 2) 前年度決算額との比較

経常経費については、前年度決算額との比較を行い、縮減に努めてください。

##### 3) 事務事業の見直し

すべての事務事業について、「最小の経費で最大の効果」を追求し、既定経費的な概念を排し、人件費を含めた総合的なコストの縮減を目指すとともに、形骸化した協議会や補助金・負担金についても見直しを行い、極力経費の縮減に努めてください。

##### 4) 両総合庁舎関係各課及び課内での事前調整

大方地域・佐賀地域に関係する施策・事業及び、各主管課にまたがる重要政策課題への対応に当たっては、事前に十分な調整を行い、科目（細節等）についても統一してください。

国・県の補助事業であっても安易な導入は避け、事業の目的・効果等について町として主体的に判断し、真に必要なもののみを導入するものとします。

なお、継続的な事業についても、事業費の減額や事業の延期・中断等の状況も起こり得ることを想定し、課内で優先順位等を十分に協議しておいてください。 用地買収のからむ事業は綿密な調整を図るとともに、年度末には確実に完了するものとし、翌年度に繰越とならないよう施行管理に留意してください。

## 2 歳入

歳入予算は、歳出予算の裏付けとなるものであり、見積にあたっては、過去の実績、国・県の制度、積算根拠等分析検討し、過大見積もりを避け、不確定財源とならないよう正確に見積もるとともに、新規財源の確保に努めてください。

### 1) 町税・地方交付税・地方譲与税等

現時点では内容が不確定で予想が難しい面もあると思われるが、経済情勢の推移、関係法令改正、地方財政計画の動向に十分注視しつつ適正な年間収入見込額を見積もってください。

### 2) 分担金・負担金・寄附金

受益者負担金等については、事業の性格、実施規模などを十分検討し、公正かつ適正な負担の確保に努めるとともに、黒潮町分担金徴収条例等に留意して見積もってください。

### 3) 使用料・手数料

他の地方公共団体の動向、物価情勢等を勘案し、併せて実績等も検討し的確に見積もってください。

### 4) 国・県支出金

国・県ともに非常に厳しい財政状況の中で、交付金化されるなど不確定なところも多くあるものと思いますが、今後の動向に留意しながら事業ごとの補助制度、補助率等を的確に把握するとともに、投資効果や必要性を十分に検討し、安易な補助金・交付金を受けないようにしてください。

### 5) 財産収入

財産の現状を把握し効率的な活用に努めるとともに、処分計画を含め遊休資産等の有効活用をはかり、的確に見積もってください。

### 6) 諸収入

最近における実績等を検討し的確に見積もってください。

### 7) 町債

充当の可否、充当率等詳細について財政担当と協議のうえ、地方債計画等に基づき適正に見積もるとともに、でき得る限り交付税措置のある優良起債を導入するよう努めてください。

### 8) その他

各費目とも見積りに当たっては、過去の実績、積算基礎等を分析検討し、適正に見積もるとともに、不確定な財源は計上しないこととし、財源確保については積極的に努力してください。収入未済額については、住民負担均衡の原則からも、税を含めた収納率の向上を全庁的な課題とし、各部門ともに、これの解消に全力を傾注してください。

### 3 歳 出

#### 1) 人件費

(1) 人件費のうち職員給与費については、時間外も含め、給与担当課で積算し要求（入力）します。また、補助事業等で事業費支弁給与の計上できるものは努めてこれを計上してください。

(2) 特別職の報酬については、黒潮町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例等に基づき、積み上げで計上してください。

#### 2) 臨時賃金について

極力内部努力を行い安易に雇用しないこと。特に夏季休暇中は原則認めないこととします。（補助対象、特別な事務事業への対応以外は原則として認めない。）

#### 3) 報償費について

他の地方公共団体の動向を把握するとともに、関係各課で十分考慮のうえ必要最小限の経費を計上してください。

#### 4) 物件費について

旅費、需用費、役務費の物件費については、原則として前年度当初予算以下とします。旅費については、人員・日程・必要度について精査し、極力抑制に努めるものとし、定期的な大会・協議会への形式的な参加は原則として計上しないこと。

#### 5) 委託料

安易に業務委託をせず、内部努力に努め、十分内容を精査のうえ計上してください。

#### 6) 備品購入費

必要性、緊急性等を十分検討し、安易な計上をしないこととし、使用可能なものの更新等については、原則として認めないこととします。

#### 7) 建設事業費

事業の必要性、緊急性、投資効果等について十分検討したうえで、財源の効果的活用の観点から事業を厳選し、必要最小限の経費を計上してください。補助事業については、補助対象事業費の限度を基本とします。

#### 8) 補助金・負担金

事業内容、投資効果を十分精査し、時代の要請に合わないもの初期の目的を達成したものを廃止・圧縮するなど、調整のうえ計上してください。また、将来の財政運営に影響を及ぼすことのないよう必要最小限の経費を計上すること。

#### 9) その他

各節ごとに積算を正確に把握し過大見積もりを避け、具体的な積算基礎等を記載するとともに、補助対象事業には、その対象経費の内容が確認できる資料を添付してください。

#### 4 特別会計

適正な受益者負担の確保を図り、収支均衡に務め、一般会計に準じて予算編成を行ってください。

#### 5 添付資料等提出書類

事業等説明資料（様式適宜・款-項-目-細目-節を記載）…………… 1部

#### 6 提出期限

当初予算要求見積書提出期限                      平成20年12月5日（金）

※ 平成20年度最終補正予算要求書提出期限      平成21年 1月23日（金）

#### 平成21年度予算編成日程

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1. 予算査定（副町長）   | 平成21年1月 6日（火）～ |
| 2. 予算査定（町長）    | 平成21年2月 2日（月）～ |
| 3. 各課長に予算書確認要請 | 平成21年2月16日（月）～ |
| 4. 予算書印刷製本     | 平成21年2月20日（金）  |

◇ 日程については、議会日程等により変更があります。